

介護予防支援事業所の指定について

令和 6 年 4 月 1 日施行の介護保険法の改正により、要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所においても市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できることとされました。

この指定にあたっては、介護保険法第 115 条の 22 第 4 項の規定により「あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」とされており、令和 6 年 7 月 24 日の「出雲市介護保険運営協議会」において、本市における反映させるために必要な措置や対応については、「出雲市地域包括支援センター運営協議会」で検討するということで了承を得たため、令和 7 年 1 月 30 日に承認を得ました。

1. 指定申請事業所について

法人名	社会福祉法人 島根ライトハウス
代表者氏名	理事長 青戸 亨
事業所名	なのはな園居宅介護支援事業所
事業所の所在地	出雲市斐川町上直江 1 8 2 9 番地 1
居宅介護支援事業所 開設年月日	平成 1 2 年 4 月 1 日
人員体制	管理者兼主任介護支援専門員 1 名 主任介護支援専門員 2 名 介護支援専門員 1 名
高齢者あんしん支援 センターからの受託 実績	令和 5 年度 月平均 約 1 6 件 令和 6 年度 月平均 約 1 5 件（令和 6 年 1 2 月まで）
介護予防支援の指定 年月日	令和 7 年 2 月 1 日

2. 今後の事業者の指定等について

指定申請があった場合は、その都度、「出雲市地域包括支援センター運営協議会」の意見を聴取した上で、指定することとします。